

# 戸籍にフリガナが記載されます

これまで氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、令和7年5月26日施行の改正法により、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載されることになりました。これに伴い、データベース上の検索などの処理が容易になるとともに、各種手続における不正を防止できるようになります。



市 HP

- 問い合わせ先
- ・制度に関すること…法務省コールセンター ☎0570(05)0310
  - ・通知書に関すること…みどり市コールセンター ☎(46)6610 ※6月下旬開設予定

このような通知が本籍地市区町村から原則として戸籍の筆頭者宛てに郵送されます

料金後納郵便

重要 親展

123-9999

●●県●●市●●9-99-99

法務 太郎 様

XXXXXX-XXXXXX XXXXXXX

必ず開封してください

市区町村管理番号 XXXXXXXXX

この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び自治ホームページをご確認ください。

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご確認ください。  
水に濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

令和7年X月X日 ●●県●●市

本籍	●●県●●市●●12345番
氏	法務
振り仮名	ホウム
氏名の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

令和7年5月26日から戸籍法改正により、戸籍への記載事項に振り仮名が追加されます。本件通知に記載された振り仮名をご確認ください。

- ◆振り仮名が正しい場合◆
  - 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、本件通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので届出は不要です。
  - ◆振り仮名に相違がある場合◆
    - 令和8年5月25日までに、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

1 名 太郎  
振り仮名 タロウ

2 名 華子  
振り仮名 ハナコ

3 名 一郎  
振り仮名 イチロウ

4 名 ゆり  
振り仮名 ユリ

名の振り仮名の届出が可能の方 (①-④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。))

同一戸籍の同一住所の方4名まで1枚のハガキでお送りします。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

ダミー

※令和7年X月X日現在のデータにより作成しています。  
※通知のデザインによって、すでに本籍地が●●●●市でない方にもお送りする場合がありますのでご注意ください。

「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字が大文字になっている可能性がありますので、注意してご確認ください。

※発送時期は本籍のある市区町村によって異なりますが、みどり市では7月を予定しています。

通知書に記載された氏名のフリガナを確認する

○正しい

届け出は不要です

令和8年5月26日以降、通知されたフリガナが順次戸籍に記載されます。

×誤っている

届け出が必要です

令和8年5月25日までに、正しいフリガナを次の方法で必ず届け出てください。

- ① 市役所の窓口で届け出
- ② 本籍地市区町村へ郵送で届け出
- ③ マイナポータルからオンラインで届け出

※届け出の様式は、市役所の窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

さらに詳しく知りたい人は、右の2次元コードから法務省ホームページをご覧ください。

法務省 HP